平成31年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）の主な変更点

資料１－４

Ⅰ公共用水域

１．測定回数の変更

水質等の測定について、「公共用水域常時監視の新たな効率化及び重点化についての基本的考え方（平成29年１月改定）」に基づき、過去の検出状況等から判断し、平成30年度の測定計画から次のとおり測定回数を変更している。

（１）水質

水質測定における変更内容は表１－１に示すとおりである。

**表１－１　水質測定における変更内容**



　具体的には、

①全亜鉛、ノニルフェノールについて、過去５年間以上環境基準値以下であることから、河川16地点において測定回数を減少させる。

②全窒素、全りんについて、河川８地点において計画規定回数に合わせて測定回数を減少させる。

　③鉛について、過去に環境基準値の２分の１以上の検出があることから、河川３地点において測定回数を増加させる。

　④1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンについて、河川11地点において他の健康項目のＶＯＣの測定回数に合わせてローリング調査から毎年調査へ変更する。

⑤カドミウム、鉛、砒素等の10項目について、過去５年間以上環境基準値の２分の１以下であることから、河川10地点において測定回数を減少させ、河川11地点においてローリング調査に移行する（ただし、６地点については平成31年度に測定するため増減なし）。

⑦フェノール類、銅、溶解性鉄等の７項目について、過去５年間以上排水基準値の20分の１以下であることから、河川11地点においてローリング調査に移行し（ただし、５地点については平成31年度に測定するため増減なし）、海域１地点において測定回数を減少させる。

⑨クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン等の18項目について、過去５検体以上が指針値以下であることから、河川1地点において測定回数を減少させ、河川14地点においてローリング調査に移行する（ただし、１地点については平成31年度に測定するため増減なし）。

⑥、⑧、⑩既存のローリング調査により増減するものである（ただし、２地点において測定回数を減少している）。

　これら①～⑤，⑦，⑨及び既存のローリング調査において測定回数を減少した２地点について、測定地点ごとにみた測定回数の変更内容は表１－２に示すとおりである。

**表１－２　測定地点ごとの測定回数の変更内容**

【河川】











【海域】



※１　既存のローリング調査による変更以外を記載。ただし、既存のローリング調査のうち、測定回数の変更があったものについては記載。

※２　「測定回数の変更」の丸囲み数字（①Θ）は数年に一度調査を実施するローリング調査導入地点を示す。円内の数字は測定回数を示し、－は測定しないことを示す。

※３　「環境基準点」の○印は環境基準点、●印は準基準点を示す。

（２）底質

底質測定における変更内容は表１－３に示すとおりである。

**表１－３　底質測定における変更内容**



既存のローリング調査により、増減するもののみである。

２．その他

　海域における試料の採取場所について修正している（平成30年度公共用水域及び地下水の測定計画（案）P６のとおり）。

Ⅱ地下水

　概況調査、継続監視調査について、平成30年度の測定計画から測定地点、測定項目を変更している。

１．概況調査

測定地点数　74地点

定点方式 　　 ：０地点（F-4終了。変更内容は表２－１のとおり。）

**表２－１　概況調査（定点方式）における測定地点数の変更内容**



ローリング方式：74地点（地域をメッシュ等に分割し、毎年度、各測定機関が調査区域を選定して順次調査を行っている。平成30年度計画から測定地点は全て変更しているが、測定地点数の合計は変更なし。なお、測定地点数を変更している２測定機関の変更内容は表２－２のとおり。）

**表２－2　概況調査（ローリング方式）における測定地点数の変更内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 測定機関 | 変更内容 |
| 豊中市 | これまで10地点のうち６地点ずつ調査していたものを、５地点ずつ２年間で一巡する調査に変更する。  平成31年度の測定地点数は５地点となり、前年度から１地点減となる。 |
| 東大阪市 | 17地点を３年間で一巡して調査している（５地点→６地点→６地点）。平成31年度の測定地点数は６地点であり、前年度から１地点増となる。 |

２．継続監視調査

（１）測定地区数、地点数　107地区132地点（平成30年度計画：113地区139地点）

（平成30年度までの調査結果により終了の要件を満たす可能性のある３地区５地点を含む。変更内容は表２－３、表２－４のとおり。）

（２）測定項目　地点ごとに定める健康項目、一般項目６項目（変更内容は表２－３、表２－４のとおり。）

**表２－３　継続監視調査における各項目の変更内容**



※１（）内は内数であり、平成30年度までの調査結果により終了の要件を満たす可能性のある地区数・地点数である。

※２ 数年に一度継続監視調査を行う地点で、当年度に測定しないものは、測定地点数としてカウントしない。

※３ アルキル水銀については、総水銀が検出された地点について測定を行う。

**表２－４　継続監視調査における測定項目の変更地点一覧**





※　＊：継続監視調査を終了する場合には、原則として測定地点で一定期間連続して環境基準を満たし、その上で、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が環境基準以下であることを確認した上で、汚染物質や地下水の用途等、各地域の実情を勘案し総合的に判断することとしている。

※　▲は減少を示す。